

議提案第11号

栗東市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案書を、栗東市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年3月 日

栗東市議会

議長 高野正勝様

提出者 栗東市議会議員

賛成者 栗東市議会議員

栗東市議会委員会条例の一部を改正する条例

栗東市議会委員会条例（昭和63年栗東町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(委員会の公開等)」に改め、同条第1項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」を「これを公開する」に改める。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成30年4月2日までの間において規則で定める日から施行する。

栗東市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条-第 1 6 条 (略)</p> <p><u>(傍聴の取扱い)</u></p> <p>第 1 7 条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 1 8 条 (略)</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第 1 9 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p>第 2 0 条-第 2 8 条 (略)</p>	<p>第 1 条-第 1 6 条 (略)</p> <p><u>(委員会の公開等)</u></p> <p>第 1 7 条 委員会は、これを公開する_____。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 1 8 条 (略)</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第 1 9 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づき委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p>第 2 0 条-第 2 8 条 (略)</p>